ふれあいファックス ≪H27年5月1日発行≫

1. 市民活動を応援します!

市では、町内会、自治会、特定非営利活動法人、ボランティア団体などの市民活動団体が行う市民生活の向上や地域の活性化に貢献する継続性のある公益的な活動を支援しています。

(1)ひとまちづくり活動支援事業

市民活動団体等が行う公益的活動の経費の一部を補助します。

- ①子どもや高齢者を支援する活動
- ②地域の課題解決・新たな価値創造につながる活動
- ※①、②いずれもイベントは除きます。

[補助額]補助の対象となる経費の2分の1以内、上限20万円





(2)ひとまちづくり人材育成事業

市民活動団体等が専門的な知識や資格取得のために講座・研修を受講する際、受講にかかる経費の一部を補助します。

[補助額]補助の対象となる経費の2分の1以内、上限5万円

(3)みんなのまちかどギャラリー事業

市民の作品を展示する「まちかどギャラリー」の設置に必要な イーゼルやスポットライト等の購入費用の一部を補助します。

[補助額]補助の対象となる経費の2分の1以内、上限5万円



詳しくは市のウェブサイトをご覧になるか、下記までお問合せください。

【問合せ先】 市民・NPO活動推進課 市民協働推進係 924-3471

2. 私道整備補助制度が利用しやすくなりました!

私道の整備を行うときに、市では補助金を支給しておりますが、平成 27 年 4 月から補助金支給の戸数要件が5 戸から3 戸になりましたので、お知らせします。

補助の対象となる整備とは?

舗装およびそれに伴う側溝等の整備工事(部分的な補修は除きます。)

補助金の対象となる私道は次のような場合です

- ・延長が20メートル以上
- ・幅員が概ね3メートル以上
- ・私道が出来て10年以上経過していること
- ・該当私道に面する住宅及び公益施設を合わせて<u>3戸以上</u>の利用があるもの ※同一所有者の建物は複数棟ある場合も合わせて1戸と数えます。
- 私道敷地、隣接地及び住宅が全て同一の所有者ではないこと
- ・私道敷地及び隣接者(部部 部分)の権利所有者の同意を得ていること ※権利所有者とは・・土地所有者、家屋所有者、世帯主など

通り抜け道路

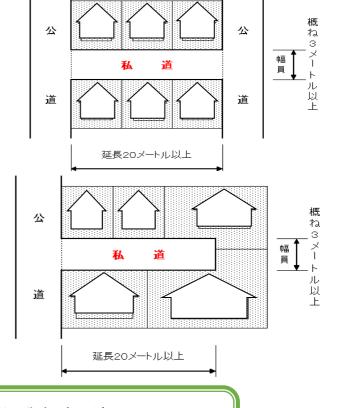
工事費の7割以内を補助します

・私道の両端が公道(市道等) に接して いる場合

行き止まり道路

工事費の 6割以内を補助します

・私道の一端が公道(市道等)に接している場合



補助金を受けようとする場合は、あらかじめ御相談ください。

【問合せ先】 道路建設課 生活道路係 924-2291

3. 認知症サポーター養成講座を開催します!

高齢化社会がかつてない勢いで進展しているわが国において、現在、「認知症」という 病気はきわめて身近な問題のひとつとなっています。

「認知症サポーター養成講座」は、「認知症」についての知識と対応について広く皆様 に知っていただくための出張講座です。

認知症サポーター養成講座

~認知症を正しく理解し、地域で支えよう~

対象:郡山市民の方 ※申込みが必要です。

場所:星総合病院(メグレズホール)

日時: 平成27年5月16日(土)

15時~16時30分

講師: 星総合病院認知症疾患医療センター

総看護師長 佐藤 美重 氏 他1名

受講者には、認知症 サポーターの目印で ある「オレンジリン グ」をお渡しします。



○認知症サポーター養成講座を受講していただくと

- ・認知症を正しく理解できる
- ・認知症に対する不安や偏見が取り除かれる
- ・認知症の方との接し方がわかる
- ・受講者の印である「オレンジリング」がもらえる



受講には、事前申込みが必要です。

【申込み先】 地域包括ケア推進課 地域包括ケア係 924-3561